

早稲田大学博士論文概要書

親密圏における心理的虐待被害者保護
のための法的枠組み

—イギリス法との比較を通して—

早稲田大学大学院法学研究科

高橋有紀

1 本論文の目的と構成

(1) 本論文の目的

本論文は、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法（以下、イギリスとは、イングランド及びウェールズを指す。）の発展や取組みから日本法に対する示唆を得て、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みを再構成し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みるものである。

なお、本論文では、親密圏を配偶者、交際相手等（同性カップルを含む。）の恋愛関係、性的結合関係を有する親密な関係にある者及び子どもととらえ、これらの者に対する虐待について検討している。ここで、親密圏を男女間の問題としてのみとらえるのではなく、子どもに対する虐待も含めて検討したのは、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）を目撃して成長することが子どもにとって重大な障害になること、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）において、配偶者への DV が児童への心理的虐待に含まれるとされていること及び配偶者に対する虐待と子どもに対する虐待が重複して起こっているケースが相当数あることから、両者を関連する問題として検討する必要があると考えたためである。

現在、日本では、親密圏における虐待については、主に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）、児童虐待防止法による保護がなされているところ、本論文の問題意識の 1 点目は、親密圏における虐待について、関連する適用法の対象範囲は適切といえるのか、とりわけ共に現在又は過去に親密な関係にある者に対して適用される可能性を有している現行の DV 防止法とストーカー規制法について、その保護対象者が異なることにより、両法のはざままで法的救済を与えるべき対象者のうち、法の谷間で保護を受けることができている被害者がいるのではないかというものである。本論文では、親密圏における心理的虐待を中心に検討を行い、被害者保護のために、DV の本質を配偶者や交際相手等の親密な関係にある者に対する虐待、すなわち恋愛関係、性的結合関係にある当事者間における暴力や心理操作を用いた支配関係を生じさせる一連の行為に関するものとしてとらえることにより法の間隙を埋めていく必要性があることについて検討している。

次に、親密圏における DV、児童虐待について心理的虐待の被害件数は、近年増加傾向にあり、現在の日本における社会問題となっているにもかかわらず、心理的虐待についての法整備や被害者保護のための法的判断枠組みの検討は、諸外国に比べて立ち遅れているように思われる。心理的虐待は、加害者による人格の支配により、被害者が自尊心や人間としての尊厳を奪われ、心理的に束縛されることで逃げる意思さえ失われた結果、最悪の場合自死に至る可能性もある性質を有しており、重大な人権侵害である。近時「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

(令和5年法律第30号)」(以下、「令和5年改正DV防止法」という。)が成立し、今後日本において、心理的虐待被害者もDV防止法の接近禁止命令等の対象とされるようになることから、配偶者やパートナーから心理的虐待を受けた被害者の保護を図るにあたり、どのような考慮が必要かについての検討は、ますます重要性を有するものと考えられる。そこで、本論文では、このような状況をふまえて、心理的虐待被害者保護のためのどのようなアプローチをとるべきかを問題意識の2点目として掲げ、適用法の保護対象について再構成を試みる1点目の問題意識をふまえたうえで、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、親密圏における心理的虐待からの被害者保護のための法的判断にあたっての考慮要素を明確化するための検討を行っている。

(2) 本論文の構成

本論文は、「序論」、「第1編 親密な関係にある者に対する虐待についての検討」、「第2編 児童に対する虐待についての検討」、「第3編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成」及び「終論」により構成されており、以下の手順で考察を行うものである。

まず、第1編では、配偶者や交際相手等の親密な関係にある者に対する虐待について、心理的虐待を中心に、イギリス法の発展や取組みを紹介したうえで、日本法の現状及び問題点に関する検討を行う。第1章では、近時成立した「2021年ドメスティック・アビューズ法(Domestic Abuse Act 2021、以下、「DA法」という。)」成立に至るまでのドメスティック・アビューズ(以下、「DA」という。)及びストーカーに関するイギリス法の発展について、心理的虐待の本質をとらえていると思われる親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度を中心として、分析、検証する。次に、第2章では、日本における親密な関係にある者に対する虐待防止に関する法制について、交際相手からの虐待(いわゆるデートDV)、DV及びストーカーは、相互に密接な関連性を有すると考えられることから、DV防止法及びストーカー規制法を取り上げ、その概要を示す。そして、第3章では、上記をふまえ、日本においてDV関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在していると思われることに鑑み、イギリス法との比較を通じて日本法における課題を分析する。

第2編では、児童に対する虐待について、心理的虐待を中心に、イギリス法の発展や取組みを紹介したうえで、日本法の現状及び問題点に関する検討を行う。第1章では、イギリス法から日本法への示唆を得ることを目的として、児童保護制度に関するイギリス法の発展及び取組みについて検証し、第2章として児童虐待防止に関する日本法の現状分析を行う。そして、第3章では、上記をふまえ、被虐待児に対する強制的な保護を行うに当たっての日本法における課題について、イギリス法を手掛かりに分析する。

第3編では、第1編及び第2編で検討したイギリスでの法規制及び日本の現状と課題をふまえ、親密圏における心理的虐待被害者保護のあり方について、イギリス法から日

本法に対し得られる示唆について整理したうえで、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みる。

2 本論文の内容

序論

序論においては、親密圏における暴力・虐待については、従前、目に見えやすい身体的な暴力に焦点があてられてきたが、目に見えない精神的暴力や心理的虐待、モラルハラスメントが親密圏における暴力・虐待の本質である加害者と被害者の支配・被支配の関係の形成に与えている影響もまた重大であると思われる点に着目し、本論文で主に親密圏における心理的虐待を中心に検討を行うことを示した。

イギリスにおいても近年 DA は深刻な問題となっており、近年、親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度(controlling or coercive behaviour)が犯罪に該当することを定めた 2015 年重犯罪法 (Serious Crime Act 2015) 第 76 条や DA 法が成立する等、DA に関する民事及び刑事のハイブリッドな法整備が進められていることをふまえて、イギリス法の発展や取組みから日本法に対する示唆を得ることができると考え、イギリス法を比較研究の対象として選択した。

そして、①親密圏における虐待について、関連する適用法の対象範囲は適切といえるのか、とりわけ共に現在又は過去に親密な関係にある者に対して適用される可能性を有している現行の DV 防止法とストーカー規制法について、その保護対象者が異なることにより、両法のはざまで法的救済を与えるべき対象者のうち、法の谷間で保護を受けることができている被害者がいるのではないかと、②近年心理的虐待被害者保護のためのどのようなアプローチをとるべきかについて検討する必要性が高まっているのではないかとという 2 点の問題意識を明らかにし、本論文で心理的虐待をめぐる法的判断枠組みを再構成し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みることを明確にした。

なお、非身体的な暴力や虐待の概念については様々な分析がなされているところであるが、本論文では、加害者による継続的な人格支配により、被害者が心理的に束縛され、次第にアイデンティティを喪失し、精神を破壊されていくという点を共通の問題意識ととらえ、精神的暴力、心理的虐待、モラルハラスメントを同義のものとして、原則として心理的虐待ないし精神的虐待という用語を用いることとした。

第 1 編 親密な関係にある者に対する心理的虐待についての検討

(1) 構成

第 1 章では、DA 法成立に至るまでの DA 及びストーカーに関するイギリス法の発展

について、第1節において1996年家族法第四章（Family Law Act 1996 Part IV）及び2004年DV・犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004）による同法の改正、第2節から第4節において1997年ハラスメントからの保護法（Protection from Harassment Act 1997）を中心とするハラスメント、ストーカーの被害者保護に関する法規制及び第5節において2015年重犯罪法第76条により刑罰化された支配的又は威圧的態度に対する法規制について、支配的又は威圧的態度に関する検討を中心に、それぞれ時系列に沿って、当該法の成立の背景、規制対象とされている行為、保護の対象とされている者や保護制度の概要等を紹介し、最後に第6節としてDA法について検討する。

次に、第2章では、イギリス法において、1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法のハラスメント及びストーカーに関する規制によっては、親密な関係における被害者の保護が不十分であるとの問題意識から、支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する2015年重犯罪法第76条が成立したとの経緯を踏まえて、日本における親密な関係にある者に対する虐待防止に関する法制について、第1節においてDV防止法の規制対象となる行為、DV防止法の対象者、保護命令制度について検討し、第2節においてストーカー規制法を取り上げ、その規制内容及び対象者を紹介する。

そして、第3章では、第1章及び第2章をふまえ、日本においてDV関連法制の法的救済の対象から漏れてしまう被害者が存在しているのではないかとの問題意識に基づき、イギリス法からの示唆を得て、日本法における課題を分析する。

（2） 概要

イギリスの家族法において、民事裁判におけるDVに対する保護を単純化し改善することを目的として、1996年家族法第四章が成立した。

また、イギリスでは、ハラスメント対策のための一般法として、1997年ハラスメントからの保護法が制定された。同法は、ストーカー問題に対処することを制定の目的としていたが、成立当初はストーキング（stalking）に関する表現は用いず、より広いハラスメントという語が用いられた。

しかし、1997年ハラスメントからの保護法では、ストーキングという文言が用いられず、同法はストーキングに対して適切な対処を行うことができていないとの批判から、2012年自由保護法（Protection of Freedoms Act 2012）により、1997年ハラスメントからの保護法が改正され、ストーキングがハラスメントとは別に刑事罰の対象として明示されることとなった。その後、なじみが深くない者からのストーキング（stranger stalking）に対処するため、新たにストーキング保護命令が設けられることとなり、2019年ストーキング保護法（Stalking Protection Act 2019）が制定された。

1997年ハラスメントからの保護法は、一般法として幅広く適用されてきたが、1997年ハラスメントからの保護法が継続中の親密なパートナー又は家族内の関係に適用さ

れるかは明確になっておらず、判例も同法を用いた加害者の処罰には消極的であった。そこで、法の谷間に落ちてしまい、十分な保護を受けられていない継続中の親密なパートナー又は家族関係における虐待に対処する必要性が認識されるようになった。

そして、ストーキングやハラスメントは、支配という要素を特徴としておらず、一般的には脅したり恐怖を抱かせたりすることを意図しているところ、DAでは、そのような脅しに加えて、加害者が虐待を隠すために親密な関係を装うほか、被害者が虐待にもかかわらず関係を継続することを望んでいる可能性が高いため、加害者が安心しているという特殊な構造が存在しており、そのような点においてDAはストーキングよりも破壊的であるといえること等をふまえて、2015年重犯罪法が改正され、新たに親密なパートナーや家族間で行われる支配的及び威圧的態度が犯罪として処罰されることとなった。同罪の成立要件として、(a)加害者が繰り返し又は継続的に被害者に向けて支配的又は威圧的な態度をとっていること、(b)当該態度の時点で、加害者と被害者が個人的関係にあり、(c)当該態度が被害者に対して重大な影響を与えるものであり、かつ(d)加害者が、当該態度が被害者に対して重大な影響を与えることを知っているか又は知りうべきである場合があげられており(2015年重犯罪法第76条(1))、加害者の態度が被害者に重大な影響を与えるとは、(a)被害者に対して、少なくとも2回以上の暴力を用いて恐怖を与えること又は(b)被害者の日々の通常の活動に実質的に有害な影響を与える重大な不安や困惑を与えることを意味するとされている。なお、同条(1)(d)の重大な影響を与えることを「知りうべきである」か否かは、同様の情報を保有する通常の判断能力を有する一般人を基準にして判断する(同条(5))。「支配的又は威圧的態度」は必ずしも身体的虐待の存在を前提としておらず、むしろ非身体的虐待の影響に焦点を当てた概念であり、心理的虐待の本質を的確にとらえていると考えられる。

そして、①社会及び専門家のDAに対する意識の向上、②被害者の保護及び支援の強化、③加害者対応(防止及び継続)、④当局等の機関におけるDA対応の向上の観点から、2021年4月29日にDA法が成立し、(a)身体的又は性的虐待、(b)暴力的あるいは脅迫的態度、(c)支配的又は威圧的態度、(d)経済的虐待、(e)精神的、心理的その他の虐待のいずれかに該当する場合にDAに該当するとされた(DA法第1条(3))。

イギリスでは、家族という概念や人的関係の多様化をふまえて、1996年家族法上の侵害禁止命令の対象者が同性カップルや「相当な期間継続している又は継続していた親密な関係にある者」に広がっていき、継続中の親密な関係で発生する支配的又は威圧的態度について、既存の1997年ハラスメントからの保護法や2012年自由保護法の適用によっては、被害者の保護が不十分であるとの問題意識から、新たに親密な関係にある者や家族間で行われる支配的又は威圧的態度を刑罰として処罰する2015年重犯罪法第76条が成立した。2021年に成立したDA法では、DAの定義の中に支配的又は威圧的態度が含まれることが明記されており、配偶者や元配偶者のみならず、現在又は過去に「親密な関係にある者」が対象とされ、同居しているか否かを問わず交際相手及び元交

際相手は保護の対象とすることが想定されている。そして、支配的又は威圧的態度罪の対象についても、DA 加害者と被害者の関係性の状況如何で法適用の可否が分かれることは適切ではないとの問題意識等から、DA 法により、過去に親密な人的関係にあった者や家族の構成員の同居要件を削除し、現在又は過去の配偶者及び交際相手に適用する改正がなされ、2023 年 4 月 5 日に施行された。

日本では、現状の DV 防止法において、保護命令の対象となる被害者が限定されている。そのため、生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力や婚姻中に精神的虐待、性的虐待を受けているものの、「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」に至っていない場合等には、被害者は保護命令を利用することはできない（なお、後者については、令和 5 年改正 DV 防止法により改正が図られる。）。

そこで、このような場合、ストーカー規制法による保護を検討することとなる。しかし、ストーカー規制法の規制対象は同法第 2 条第 1 項所定の一定の行為に限定されており、同法の行為に該当しない限り、加害者が被害者の自尊心を傷つけ、価値をおとしめるような言動を行ったとしても対応が難しいため、ストーカー規制法による保護は必ずしも期待できず、また刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難であるという場合も想定される。そして、身体的な虐待や脅迫と同様に十分に被害者の心を蝕み、害を及ぼす行為であるといえるにもかかわらず、精神的虐待や性的虐待の保護については、現行の法制では保護の対象から漏れてしまい、法の谷間で保護を受けられていない被害者が存在している。

DV とストーカーは、親密な関係にある者に対する暴力／虐待との関係では、重なり合う部分があり、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為としてとらえることが可能であると考えられ、一貫した法制度の下で、一体的な概念として統合的に検討することが必要とされるように思われる。

また、日本では、刑法上、暴行罪又は脅迫罪に当たるような行為及び生命等に対する脅迫を受けた被害者が保護命令の対象となってきたが、令和 5 年改正 DV 防止法により、保護命令の対象が精神的虐待にも拡大されることとなった。保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、単なる単発的な感情的な発言等まで保護命令の対象とされることは望ましくないが、精神的虐待は、一定のリスト化された言動のみが該当するというものではなく、様々な形態で行われることから、精神的虐待に該当する言動を硬直的に限定する捉え方によっては、精神的虐待の被害者の真の保護を図ることはできない。そこで、イギリス DA 法及び「親密な関係又は家族関係にある者の支配的又は威圧的態度に関するガイダンス (Controlling or Coercive Behaviour in an Intimate or Family Relationship: Statutory Guidance Framework)」や「DA 法ガイダンス (Domestic Abuse Statutory Guidance)」等の各種ガイドラインで示されている、支配的態度や威圧的態度の定義、考え方や行為リストを参考に、心理的虐待の特質をふま

え、被害者保護のあり方を検討していくことが求められるように思われる。

第2編 児童に対する心理的虐待についての検討

(1) 構成

第2編の第1章では、イギリス法から日本法への示唆を得ることを目的として、児童保護制度に関するイギリス法の発展及び取組みについて検証し、第2章として児童虐待防止に関する日本法の現状分析を行う。具体的には、心理的虐待を中心に、第1章においてイギリス、第2章において日本の①児童保護に関する法の沿革、②児童虐待の対象となる行為、③被虐待児の保護枠組み、④児童に対する心理的虐待についての事例、⑤懲戒、⑥児童虐待への刑事規制について分析を行う。そして、第3章では、上記をふまえ、被虐待児に対する強制的な保護を行うに当たっての日本法における課題について、イギリス法を手掛かりに分析する。

(2) 概要

イギリスにおける児童保護制度の中心的な役割を果たしており、児童虐待に限らず、児童福祉全般を定めた1989年児童法では、児童虐待についての定義はおかれていないが、イギリス政府が公表しているガイドラインである『児童保護のための協働作業 (Working Together to Safeguard Children)』において、虐待が定義されており、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトについても説明されている。

イギリスでは、子を保護するための強制的な介入が必要である場合、裁判所において、ケア命令、スーパービジョン命令、暫定命令、子の評価命令、緊急保護命令等の発令の判断が行われることとなっており、裁判所が発令する豊富な種類の命令を警察保護が補完しながら、柔軟な対応がなされている。そして、イギリスでは、裁判所の司法上の権限、地方当局の行政上の権限、警察の権限が明確に区別され、それぞれの機関の役割分担に応じて個別の事例に適切に対処する仕組みが取られている。

日本では、子の一時保護の決定、実行等は児童相談所の責務とされており、家庭裁判所が関与する場面は、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の入所措置承認、親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判の場面に留まっており、児童相談所に与えられている権限が大きく、児童虐待に対する司法の介入が弱いといえる。日本では、児童相談所による適切な介入が出来ておらず、結果的に児童虐待死を招いてしまった悲惨な事件が後を絶たない現状がある。このような事態に鑑みれば、現在児童相談所の権限となっている一時保護についても、イギリス法における警察保護や緊急保護命令を参考に、制度設計を見直し、裁判所の関与を広げていくことが望ましい。なお、この点については、令和4年6月8日に成立し、同月15日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求

する等の手続が設けられることになり、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとなっていることから、今後の裁判所による同手続の適切な運用が期待される。

また、日本においては、児童虐待防止法上、心理的虐待が児童虐待の一つとして明記されてはいるものの、身体的虐待に重点が置かれる傾向があり、イギリスにおいて児童虐待への刑事規制の強化に際し、心理的虐待に焦点を当てた白熱した議論がなされたのと比べ、いかなる要素を考慮して心理的虐待を認定し、被害児童への法的保護を図っていくかについての議論が進んでいるとは言い難い状況にあると思われる。

しかし、心理的虐待は、子の心を傷つけ、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な悪影響を与える可能性があるものであること、心理的虐待が身体的虐待に発展していく可能性も大きいこと、Re B 判決 (Re B (a child) (care order: proportionality: criterion for review) [2013] UKSC 33) が述べているように、精神的な危害が身体的な危害に比べて重大でないことを示す根拠は存在しないこと等に鑑みれば、心理的虐待をその他の虐待と区別すべきではなく、同じ判断枠組みを用いて検討していくべきであると考えられる。

イギリス法では、ケア命令、スーパービジョン命令の発令にあたり、①1989年児童法第31条(2)に規定された要件を満たすこと(初期介入段階(threshold stage))及び②同法第1条に照らして、ケア命令を発することが子の最善の利益にかなうこと(福祉段階(welfare stage))の2段階の検討を行ったうえで、当該命令が子の最善の福祉にかなっているかに関する丁寧な判断がなされている。日本においてもこのようなイギリスの議論を参考にしつつ、心理的虐待の被害児童の保護のあり方について検討を進めていくことが必要とされているように思われる。

第3編 親密圏における心理的虐待被害者保護のための法的枠組みの再構成

(1) 構成

第3編の第1章では、親密圏における心理的虐待被害者保護のあり方について、イギリス法から日本法に対し得られる示唆について整理する。そして、第2章において、今後の日本における親密圏における心理的虐待法的枠組みの展望について、序論で示した2つの問題意識をふまえ、親密圏における心理的虐待について、配偶者、交際相手、子ども等の共通点と相違点に留意しつつ、イギリス法からの示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みる。

(2) 概要

第一に、DVの本質である支配という観点からは、加害者による被害者に対する一連

の支配は「親密圏」の関係形成途上から形成、解消の様々な場面で表出されるものであり、生活の本拠を共にする交際相手についてのみをDV防止法の保護の対象とし、生活の本拠を共にしない交際相手についてはストーカー規制法でのみ保護を検討せざるを得ないという状況は不合理である。

イギリス法において、ストーキングやハラスメント法制では親密圏における虐待に十分に対処できないとの問題意識から、「親密圏」の関係形成途上から形成、解消に至るまでの一連の流れの中での支配を目的とした密接な関連性を有する行為については、特別の考慮を要するとして、支配的又は威圧的態度の概念が生み出されたことをふまえ、日本においても、同居しているか否かで分断することなく一体的な対応策を検討すべきであると考えられる。

また、DVと児童虐待は、本来家庭というもっとも安心できるはずである場所において、愛情を与えられるべき相手から虐待という耐えがたい苦しみを与えられ、密室で行われることが多いために外部からの発見・介入が困難であるとの共通点がある。しかし、児童は発達途上の段階にあり、その保護のあり方を検討するにあたっては、成長・発達していくうえでの最善の利益についての考慮を必要とするため、判断能力を有し自力での生活を営むことが可能な成人とは異なる特別の保護が必要であると考えられる。

日英両国とも親密圏における虐待の中でも児童については特別な規定を有しており、上記のようなDVと児童虐待の相違点を考慮すれば、DVと児童虐待についてそれぞれの個別法で対応すること自体は、今後も維持されてよいと思われるが、例えば、配偶者に対する虐待・暴力関係が生じている家庭においては、児童への心理的虐待も同時に行われているといえる等、DVと児童虐待は相互に関連するものといえることから、それぞれの個別法において、広い視点から保護のあり方を検討していくべきであり、親密圏における虐待として、関連機関相互の連携の取組みを進めていくことが重要である。

第二に、心理的虐待の本質は、相手の心を支配し、自分の思うように操ることで、被害者を心理的に服従させ、非対等な関係を作り出し、被害者の自由な考え方や感情を奪い、アイデンティティを喪失させていく点にあると考えられる。

加害者による精神的な支配は、身体的虐待を伴うこともあれば、非身体的虐待のみで行われることもあり、繰り返し又は継続的に様々な態様及び程度の虐待が組み合わせられて一連の行為として行われることで、被害者は次第に精神を蝕まれ、自由な意思決定ができなくなり、屈辱的な要求や被害者の本来の人間性に反するような要求にまで従うことを余儀なくされ、人間の尊厳が侵害される状態に至っていると考えられ、心理的虐待による人権侵害は重大である。日本法において、今後は、身体的虐待の被害者のみならず、心理的虐待の被害者についても保護命令の対象となるものの、令和5年改正DV防止法では、「自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者」との文言が用いられており、「被害者を畏怖させる言動」全てを対象としているとはいえず、保護の対象が限定される恐れがある。そのため、心理的虐待被害者の真の保護

を図るためにはさらなる保護の強化が必要であると考え。

ここで、どのような行為を心理的虐待として被害者の保護を図るべきかの指針を考えるにあたっては、イギリスの2015年重犯罪法第76条、DA法及び各種ガイドラインで示されている、支配的態度や威圧的態度の定義、考え方や行為リストが参考になるように思われる。

支配的又は威圧的態度は、現実には身体的虐待を伴っていることも多いが、法文の構成としては、「被害者の通常の日々の活動に実質的に有害な影響を与える重大な恐怖や不安を与える」場合には、精神的虐待のみであっても、本罪の成立の可能性がある。イギリス法上、支配的又は威圧的態度の成立には、①継続性、繰り返しの要件及び②重大な影響（生活への実質的に有害な影響等）の2つの要件が必要とされており、これらの要件は、自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、人格を否定され、逃げられなくなるという精神的虐待の危険な性質を的確にとらえていると考える。

本論文では、イギリス法からの示唆を得て、法的保護の対象とすべき心理的虐待とは、①虐待が継続的にかつ繰り返して行われているものであるという「行為の反復継続性」及び②被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えるという「結果の重大性」を伴うものであり、かつ③被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えることを加害者が知り又は知ることができるものと結論付けたい。なお、③については、加害者による「被害者に対する加害者の言動は愛情の表れであり被害者の通常の日々の活動に重大又は実質的に有害な影響を与えるとは思っていなかった。」等の弁解を許すべきではないことから、通常判断能力を有する一般人を基準として客観的に判断すべきであると考え。

なお、心理的虐待については、仮に禁止行為を具体的に列挙する等して厳密な定義をおくと、加害者は当該行為を避けて他の方法で被害者を支配しようとするのが十分に考えられることから、イギリス法のように、法律禁止行為を列挙するのではなく、法律の委任を受けたガイドラインにおいて、該当する行為を例示的に列挙するにとどめ、列挙事項以外の行為についてもより広い行動の中で当該行為が持つ意味を慎重に検討し、一連の虐待行為として位置付けるべきかを検討するという方向性が望ましいように思われる。そして、最終的な保護の必要性の判断にあたっては、個別の事案に応じて丁寧に個々の出来事の累積性、重要性を検討し、広い視野から俯瞰的な検討を行う必要があると考える。

また、子どもについても、心理的虐待により精神を支配され、人間の尊厳が侵害されることになる点では被害者が成人である場合と異ならないと考えられることから、上記の親密圏の成人間において法的保護の対象とすべき心理的虐待と同様の基準が子どもに対する心理的虐待についても妥当すると考えてよいように思われる。特に、他の家族へのDVを見聞きし、又はその影響を受けている子どもについては、加害者による支配に組み込まれている側面があり、成人の虐待被害者と同様に心身に累積的な悪影響が与

えられていると考えられる。但し、子どもについては発達途上であることから、心理的虐待がその人格形成にも影響を与え、その成長・発達に長期間にわたり、深刻かつ重大な問題を及ぼす可能性があるという点の考慮も必要であると考ええる。

日本法上、心理的虐待を含め児童虐待の被害児童に対してなされる親子の分離をもたらす親権喪失、親権停止、児童福祉法第 28 条に基づく家庭裁判所の入所措置承認等の審判では、裁判所において子の福祉又は子の利益を害するかという判断が行われている。この際、イギリスの裁判所がケア命令又はスーパービジョン命令の発令にあたり行っているアプローチ、すなわち、1989 年児童法第 31 条(2)の要件 (①子に対する重大な危害又は危害の恐れがあること及び②その危害又は危害の恐れが(i)命令がなされなければ、当該子に対して親が与えるよう合理的に期待されるようなケアには当たらないこと、又は(ii)当該子が親の監督 (parental control) を受けられない状況下にあることに起因するものと認められること) を検討する「初期介入段階」と、命令を発することが子の最善の福祉にかなうかという「福祉段階」の 2 段階で検討するという手法が参考となるように思われる。具体的には、初期介入段階において、子に対する危害の内容、程度等について、上記のような非身体的な子に対する危害を含めた客観的な分析を行うとともに、福祉段階においては、1989 年児童法第 1 条(3)の福祉チェックリストにあげられている、①子の希望や感情、②子の身体的、精神的及び教育的ニーズ、③子の状況の変化の影響、④子の年齢、性別、背景等の特徴、⑤子が受けた危害又は受ける恐れがある危害、⑥父母等の養育能力の程度、⑦裁判所の権限の範囲及び Re B 判決が着目した⑧当局等による援助や支援への妨害の有無等といった事情を総合的に考慮し、命令を発することが子の最善の福祉にかなっているかを検討することにより、子の利益を中心としたチルドレン・ファーストの判断を行うことが望ましいと考える。

終論

本論文では、親密圏における心理的虐待を中心として、イギリス法の発展や取組み、とりわけ、親密な関係における支配的又は威圧的態度の概念や子の最善の福祉についてのアプローチに着目した考察を行い、その示唆を得て、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、人権侵害としての心理的虐待をめぐる法的判断枠組みの明確化を指向し、どのようなアプローチにより被害者保護を図るべきかについて、具体的な提言を試みた。

心理的虐待は、外部からの発見・介入が困難であるという性質が強く、また一元的な概念が存在していないために、法による被害者保護が十分に図られてきていない状況にあるが、心理的虐待による心理操作、人格支配こそ、あらゆる親密圏における虐待の根底にひそむ「支配」のメカニズムの如実な現れであり、被害者の心身に及ぼす影響は身体的虐待と同様に深刻かつ重大であるといえる。

心理的虐待は、目に見えにくいことから、放置、黙認されたり、その発見や保護が遅

れたりする可能性が高い。そのため、本論文で論じた心理的虐待をめぐる法的判断枠組みで示した考慮要素について適切な判断を行い、心理的虐待の被害者の保護を図っていくためには、DV や児童虐待への初動対応を行う警察等の関係機関が心理的虐待の特性を理解したうえで、適切な証拠化のために被害者を支援するとともに、心理的虐待に関わる裁判官、弁護士を含む専門家がこの種の虐待に対して深い認識を持ち、適切なトレーニングを受けることも非常に重要であると考えられる。同時に、子どもの頃から心理的虐待に関する予防教育や被害者側への精神的ケア等の支援強化の体制づくりも併せて行い、心理的虐待が DV 及び児童虐待に含まれる深刻な虐待であり、重大な人権侵害となるものであるとの意識を社会的に広く浸透させていくことが必要であろう。

イギリスにおいても、近年 DA 法が成立したばかりであり、実務での運用に伴う問題をふまえて、今後も各種ガイダンスの制定・改訂作業が続いていくものと考えられる。日本法の道標になりうる存在として、今後も注意深くイギリス法における親密圏における虐待に関する法制の発展について考察していきたい。

親密圏における DV、児童虐待における心理的虐待の問題は、現在の日本における社会問題となっているにもかかわらず、わが国の心理的虐待についての法整備や被害者保護のための法的判断枠組みは十分ではなく、日本法における親密圏における虐待被害者保護のための法的判断枠組みを再構成するとともに、心理的虐待からの被害者保護のための法的判断枠組みを明確化に取り組むことは喫緊の課題である。親密圏における心理的虐待について包括的な被害者保護を図るためには、今後離婚後の子の養育に関連する諸問題、児童虐待と DV に関する他機関連携の取組み等を含めた検討を進めていく必要があると考えられる。本論文は、そのような困難な課題の前に、被害者保護の観点から親密圏における心理的虐待への対応策の一部を示したものにすぎないが、今後のわが国における被害者の真の保護を図るための法的枠組みづくりに一定の視座を提供することを試みたものである。